

学童クラブ事業に関する新たな料金体系への移行による年間の影響額

1 現在の利用料との差額 (1人目：年額)

現在の区分	見直し後の料金区分	減免区分① (生活保護等)		減免区分② (市府民税非課税等)		減免区分③ (市府民税のみ課税)		減免区分④ (就学援助等)		基本額	
		【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	19,300円 20,400円 19,300円 20,400円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	36,200円 38,400円 36,200円 38,400円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	62,000円 73,000円 73,000円 78,500円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	112,000円 134,000円 134,000円 145,000円
A 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円									
B 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで			100円 0円 100円 0円		経過措置の適用により 減免区分②を適用					
C 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで					200円 0円 200円 0円					
D 1 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							6,800円 14,200円 17,800円 19,700円		経過措置の適用により 減免区分④を適用	
D 2 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△5,200円 2,200円 5,800円 7,700円			
D 3 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△17,200円 △11,000円 △6,200円 △5,500円			32,800円 50,000円 54,800円 61,000円
D 4 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△25,600円 △21,800円 △14,600円 △16,300円			24,400円 39,200円 46,400円 50,200円
D 5 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△38,800円 △37,400円 △27,800円 △31,900円			11,200円 23,600円 33,200円 34,600円
D 6 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△49,600円 △48,200円 △38,600円 △42,700円			400円 12,800円 22,400円 23,800円
D 7 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで										△5,600円 6,800円 16,400円 17,800円
D 8 【年額】 18時まで 18時30分まで	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで										△11,600円 800円 10,400円 11,800円

※ 上表は、現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「17時まで利用（集団下館時刻）」に移行のうえ、学童クラブ事業を12箇月利用すると仮定（8月は長期休業中の料金）して作成
 ※ 現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「18時30分まで利用」を選択した場合の影響額（上表「17時まで」に追加となる額）
 ・「減免区分②」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に+1,100円/年
 ・「減免区分③」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に+2,200円/年
 ・「減免区分④」の場合、「平日のみ」で+11,000円/年、「平日+土曜」で+16,500円/年
 ・「基本額」の場合、「平日のみ」で+22,000円/年、「平日+土曜」で+33,000円/年

2 現在の利用料との差額（2人目：年額）

現在の区分	見直し後の 料金区分	減免区分① (生活保護等)		減免区分② (市府民税非課税等)		減免区分③ (市府民税のみ課税)		減免区分④ (就学援助等)		基本額	
		【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	9,700円 10,800円 9,700円 10,800円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	18,100円 19,200円 18,100円 19,200円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	31,000円 36,500円 36,500円 39,800円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	56,000円 67,000円 67,000円 72,500円
A	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円									
【年額】 18時まで 18時30分まで	0円 0円										
B	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで			△1,100円 △1,200円 △1,100円 △1,200円		経過措置の適用により 減免区分②を適用					
【年額】 18時まで 18時30分まで	10,800円 12,000円										
C	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで					△2,300円 △3,600円 △2,300円 △3,600円					
【年額】 18時まで 18時30分まで	20,400円 22,800円										
D 1	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							2,200円 5,300円 7,700円 8,600円		経過措置の適用により 減免区分④を適用	
【年額】 18時まで 18時30分まで	28,800円 31,200円										
D 2	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△2,600円 △700円 2,900円 2,600円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	33,600円 37,200円										
D 3	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△8,600円 △7,900円 △3,100円 △4,600円			16,400円 22,600円 27,400円 28,100円
【年額】 18時まで 18時30分まで	39,600円 44,400円										
D 4	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△12,200円 △13,900円 △6,700円 △10,600円			12,800円 16,600円 23,800円 22,100円
【年額】 18時まで 18時30分まで	43,200円 50,400円										
D 5	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△23,000円 △27,100円 △17,500円 △23,800円			2,000円 3,400円 13,000円 8,900円
【年額】 18時まで 18時30分まで	54,000円 63,600円										
D 6	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△29,000円 △33,100円 △23,500円 △29,800円			△4,000円 △2,600円 7,000円 2,900円
【年額】 18時まで 18時30分まで	60,000円 69,600円										
D 7	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで										△6,400円 △5,000円 4,600円 500円
【年額】 18時まで 18時30分まで	62,400円 72,000円										
D 8	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで										△8,800円 △7,400円 2,200円 △1,900円
【年額】 18時まで 18時30分まで	64,800円 74,400円										

※ 上表は、現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「17時まで利用（集団下館時刻）」に移行のうえ、学童クラブ事業を12箇月利用すると仮定（8月は長期休業中の料金）して作成
 ※ 現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「18時30分まで利用」を選択した場合の影響額（上表「17時まで」に追加となる額）

- ・「減免区分②」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に+1,100円/年
- ・「減免区分③」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に+1,100円/年
- ・「減免区分④」の場合、「平日のみ」で+5,500円/年、「平日+土曜」で+8,800円/年
- ・「基本額」の場合、「平日のみ」で+11,000円/年、「平日+土曜」で+16,500円/年

3 現在の利用料との差額（3人目以降：年額）

現在の区分	見直し後の料金区分	減免区分① (生活保護等)		減免区分② (市府民税非課税等)		減免区分③ (市府民税のみ課税)		減免区分④ (就学援助等)		基本額	
		【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円	【年額】 平日17時まで 18時半まで 土曜17時まで 18時半まで	0円 0円 0円 0円
A	平日のみ 17時まで 18時半まで	0円 0円									
【年額】 18時まで 18時30分まで	0円 0円										
B	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで			△10,800円 △12,000円 △10,800円 △12,000円		経過措置の適用により 減免区分②を適用					
【年額】 18時まで 18時30分まで	10,800円 12,000円										
C	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで					△20,400円 △22,800円 △20,400円 △22,800円					
【年額】 18時まで 18時30分まで	20,400円 22,800円										
D 1	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△28,800円 △31,200円 △28,800円 △31,200円			経過措置の適用により 減免区分④を適用
【年額】 18時まで 18時30分まで	28,800円 31,200円										
D 2	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△33,600円 △37,200円 △33,600円 △37,200円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	33,600円 37,200円										
D 3	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△39,600円 △44,400円 △39,600円 △44,400円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	39,600円 44,400円										
D 4	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△43,200円 △50,400円 △43,200円 △50,400円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	43,200円 50,400円										
D 5	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△54,000円 △63,600円 △54,000円 △63,600円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	54,000円 63,600円										
D 6	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△60,000円 △69,600円 △60,000円 △69,600円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	60,000円 69,600円										
D 7	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△62,400円 △72,000円 △62,400円 △72,000円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	62,400円 72,000円										
D 8	平日のみ 17時まで 18時半まで 平日+土曜 17時まで 18時半まで							△64,800円 △74,400円 △64,800円 △74,400円			
【年額】 18時まで 18時30分まで	64,800円 74,400円										

※ 上表は、現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「17時まで利用（集団下館時刻）」に移行のうえ、学童クラブ事業を12箇月利用すると仮定（8月は長期休業中の料金）して作成
 ※ 現在「18時まで利用」の世帯が、新たな料金体系で「18時30分まで利用」を選択した場合の影響額（上表「17時まで」に追加となる額）

- ・「減免区分②」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に-1,100円/年
- ・「減免区分③」の場合、「平日のみ」、「平日+土曜」共に-1,100円/年
- ・「減免区分④」の場合、「平日のみ」で-5,500円/年、「平日+土曜」で-8,800円/年
- ・「基本額」の場合、「平日のみ」で-11,000円/年、「平日+土曜」で-16,500円/年